**○厚生労働省告示第百五十七号**

社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令（昭和三十六年政令第二百八十六号）第七条の規定に基づき、令和八年度の単位掛金額を四万九千五百円と定め、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日　厚生労働大臣　上野賢一郎

**○厚生労働省告示第百五十八号**

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和七年法律第三十三号）の規定による改正後の労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第四十七条第三項の規定に基づき、労働安全衛生法第四十七条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める設計審査の方法を次のように定め、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日　厚生労働大臣　上野賢一郎

労働安全衛生法第四十七条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める設計審査の方法

一　この告示は、労働安全衛生法第三十七条第三項に定める登録設計審査等機関が行う設計審査（以下単に「設計審査」という。）の方法について適用する。

二　設計審査は、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号。以下「令」という。）第十二条第一項各号に定める特定機械等ごとに、別表第一から第八までの左欄に掲げる審査項目について、同表の中欄に掲げる審査の方法による審査の結果が、同表の右欄に掲げる判定基準に適合していることを確認することにより行わなければならない。

**別表第１**　令第12条第１項第１号に定めるボイラーの設計審査の方法

| 審査項目 | 審　査　の　方　法 | 判　定　基　準 |
|---|---|---|
| 1　材料 | ボイラーの耐圧部分に使用される主要材料がボイラー構造規格（平成15年厚生労働省告示第197号。以下この表において「構造規格」という。）の材料の規定に適合したものであることを、ボイラーに使用する材料について記載された申請書類により確認する。 | 構造規格第１条及び第２条又は第88条及び第89条の規定に適合していること。 |
| 2　構造 | ボイラーの構造が構造規格の規定に適合したものであることを、強度計算書、構造図その他のボイラーの構造、耐圧性能等について記載された申請書類により確認する。 | 構造規格第３条から第６条まで、第１編第２章及び第45条又は第90条から第92条までの規定に適合していること。 |
| 3　工作 | ボイラーの溶接方法等が構造規格の規定に適合したものであることを、構造図その他のボイラーの溶接方法等について記載された申請書類により確認する。 | 構造規格第43条、第44条及び第57条の規定に適合していること。 |
| 4　附属品 | ボイラーの安全弁又は逃がし弁に必要な吹出し量の計算が構造規格の規定に適合したものであることを、ボイラーに取り付ける附属品について記載された申請書類により確認する。 | 構造規格第62条、第63条及び第65条又は第94条及び第95条の規定に適合していること。 |
| 備考 | 構造規格第86条（鋳鉄製ボイラーにあっては構造規格第101条において準用する構造規格第86条）の規定による適用の特例の認定を受けたボイラーについては、その特例の認定を受けた構造規格の規定に関する審査の実施に代えて、特例の認定に当たって付された条件に適合していることを確認する。 | |

**別表第２**　令第12条第１項第２号に定める第一種圧力容器の設計審査の方法

| 審査項目 | 審　査　の　方　法 | 判　定　基　準 |
|---|---|---|
| 1　材料 | 第一種圧力容器の耐圧部分に使用される主要材料が圧力容器構造規格（平成15年厚生労働省告示第196号。以下この表において「構造規格」という。）第１編の材料の規定に適合したものであることを、第一種圧力容器に使用する材料について記載された申請書類により確認する。 | 構造規格第１条及び第２条の規定に適合していること。 |
| 2　構造 | 第一種圧力容器の構造が構造規格の規定に適合したものであることを、強度計算書、構造図その他の第一種圧力容器の構造、耐圧性能等について記載された申請書類により確認する。 | 構造規格第３条から第８条まで、第１編第２章及び第42条の規定に適合していること。 |
| 3　工作 | 第一種圧力容器の溶接方法等が構造規格の規定に適合したものであることを、構造図その他の第一種圧力容器の溶接方法等について記載された申請書類により確認する。 | 構造規格第40条、第41条、第43条、第47条及び第56条の規定に適合していること。 |
| 4　附属品 | 第一種圧力容器の安全弁又は逃がし弁に必要な吹出し量の計算等及びふたの急速開閉装置の構造等が構造規格の規定に適合したものであることを、第一種圧力容器に取り付ける附属品について記載された申請書類により確認する。 | 構造規格第64条、第66条及び第67条の規定に適合していること。 |
| 備考 | 構造規格第70条の規定による適用の特例の認定を受けた第一種圧力容器については、その特例の認定を受けた構造規格の規定に関する審査の実施に代えて、特例の認定に当たって付された条件に適合していることを確認する。 | |

**別表第３**　令第12条第１項第３号に定めるクレーンの設計審査の方法

| 審査項目 | | 審　査　の　方　法 | 判　定　基　準 |
|---|---|---|---|
| 1　構造部分等 | 1.1　材料 | (1)　使用する材料名を、組立図等により確認する。<br>(2)　強度計算に使用する定数を、強度計算の基準、強度計算書等（以下「強度計算の基準等」という。）により確認する。 | クレーン構造規格（平成７年労働省告示第134号。以下この表において「構造規格」という。）第１条及び第２条の規定に適合していること。 |
| | 1.2　許容応力 | 強度計算に使用する許容応力を、強度計算の基準等により確認する。 | 構造規格第３条から第７条までの規定に適合していること。 |